

教学指第1615号
教特第931号
教安第1423号
教体第932号
令和3年3月22日

各県立学校長 様

教 育 長

4月6日以降の県立学校における教育活動等について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、先の緊急事態宣言の解除後であっても、感染者数は日々増減が見られる状況にあり、今後も当面の間この感染症と向き合い、持続可能な対策を引き続き行っていかなければなりません。

学校現場においては、これまでの経験を生かし、感染リスクはゼロにならないということを受け入れた上で、リスクを低減させる努力をしながら、年間を通じて、感染防止対策を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえた上で学習活動を工夫し、可能な限り学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続することで、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会としては、基本的な方針として、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続していくこととし、4月6日以降の県立学校における教育活動等について、下記のとおりとしますので、対応に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況等によっては、対応に変更が生じることもありますので、併せて御理解のほどお願い申し上げます。

記

1 基本的な学校運営の方針について

(1) 感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

(2) 地域や交通事情等の実情に応じて、時差登校を実施することを可とする。

通学時の混雑回避を目的とし、これまでの時差登校の実施状況、地域や交通機関の実情等に応じ、学校長の判断で実施することを可とする。なお、時差登校を実施する場合は、学習指導課又は特別支援教育課に一報を入れること。

2 感染防止対策の徹底について

最新の「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」（3月中に一部改訂予定）に基づき感染防止対策を徹底する。

(1) 児童生徒への指導

- ・登校時及び部活動開始前に、確実に健康観察（発熱及び何らかの症状の有無の確認）を実施する。

- ・児童生徒自ら感染予防に留意し行動するよう、基本的な感染防止対策（手洗い・マスクの着用・3密の回避等）の励行について繰り返し指導する。
- ・昼食を含む飲食場面では、マスクを外す時間を最小限とし、向かい合わせ等にならず、身体的距離が十分とれない場合は会話しない等について繰り返し指導する。
- ・部室や更衣室等の、マスクを外した状態で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させる。
- ・特に高校生にあっては、下校時の飲食等は慎み、寄り道をせず、速やかに帰宅するよう指導する。
- ・登下校で公共交通機関を利用する際は、マスクを着用し、会話を慎むよう指導する。

（2）教職員の健康管理及び感染防止の徹底

- ・感染が判明した者のうち、症状があるのに出勤していた等の事例があったことから、体調不良時は出勤を控える。併せて、管理職は出勤時の教職員の健康観察を確実に実施する。
- ・特に昼食場面では、感染のリスクが高いことから、児童生徒同様、マスクを外す時間を最小限とし、身体的距離が十分とれない場合は会話を控える。
- ・勤務時間外においても基本的な感染防止対策を徹底し、不要不急の外出を控え、感染予防に努める。
- ・家族の健康管理（毎朝の検温や健康状態の確認）や感染予防にも留意する。

（3）家庭への協力依頼

- ・家庭内感染が依然として多いことから、別添1の保護者宛て通知例を活用し、保護者に対し家庭での感染予防等について改めて協力を依頼する。

3 教育活動について

別添2「4月6日以降の教育活動の留意点」のとおりとする。

（本件連絡先）

【学習指導に関すること】

教育庁教育振興部学習指導課 TEL：043（223）4057

【障害のある幼児児童生徒に関すること】

教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL：043（223）4045

【保健管理に関すること】

教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL：043（223）4092

【体育の授業・部活動に関すること】

教育庁教育振興部体育課 TEL：043（223）4108